

会 議 録

| | |
|-------------------------------------|---|
| 会 議 名 | 第 19 回米原市男女共同参画審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和 4 年 10 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 2 時 20 分 |
| 開 催 場 所 | 米原市役所 本庁舎 4 階 会議室 4 A |
| 出席者および欠席者 | <u>出席者</u> ：小沢修司委員(会長)、塚田多佳子委員 (副会長)、北村きの委員、膽吹満利子委員、笥ひとみ委員、堤辰也委員、渡部優委員、時田智史委員、西村正子委員、中村真理委員 米原市：宮川総務部長、吉田人権政策課長、澤課長補佐、松島主幹、橋本主任 市男女共同参画センター：鏑田所長 |
| 議 題 | 【審議事項】 ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) について ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きについて |
| 資 料 | <u>当日配布資料</u> ・次第および座席表 ・男女共同参画審議会委員名簿 <u>事前配布資料</u> ・資料 1：米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) について ・資料 2：米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きについて |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | ○パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (案) を承認する。 ○米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きは、事務局一任とし修正等を行ったうえでパブリックコメント (市民意見) を実施する。 |
| 審 議 経 過 | 各議題について事務局から説明を行った後、各委員から意見等をいただいた。主な意見は別記のとおりである。 |
| 会議の公開・非公開の別 | ■公開 <u>傍聴者：なし</u> |
| 会議録の開示・非開示の別 | ■開示 □一部開示 (根拠法令等：) □非 開 示 (根拠法令等：) |
| 全部記録の有無 | 会議の全部記録 ■有 □無 録音テープ記録 □有 ■無 |
| 担 当 課 | 総務部 人権政策課 (内線 4263) |

【第 19 回審議会概要（主な意見等）】

(1) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）
について

(2) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きにつ
いて

資料 1、2「米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）
について」「米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度ご利用の手引きにつ
いて」に関して事務局から説明を行った後、各委員から御意見をいただいた。

（詳細説明略）

会長

「米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について」
事務局の説明を求める。前回の審議会で、私から「性的少数者」と言う言葉について適当かどう
か判断を求めるために、当事者のヒヤリングを実施してほしいと要望していた。ヒヤリングの結
果の報告も含め、要綱の案について事務局から説明を受けたい。

事務局：説明

会長

前回からの宿題で「性的少数者」「性的マイノリティ」の表現が当事者にどのように受け止めら
れているのかを確認したいということで、彦根市の宣誓されている当事者の方の話を伺うことは
難しいのは良く分かる。それに代わり、認定 NPO 法人「虹色ダイバーシティ」に話を聞かれた。
私が大学在籍当時、LGBT のことについて学内で勉強会をもった時に、虹色ダイバーシティの代
表の方に話を聞いたことがあり、それ以降、次の年から毎年「現代社会とジェンダー」という授
業を担当しているが、15 回のうちの 1 回当事者の方に話を伺うということで、ゲストスピーカー
の派遣をダイバーシティさんから紹介いただき、毎年学生の前で当事者の方がいろんな話をして
くれていた。その虹色ダイバーシティの担当者に話を伺ったのは、非常にいい団体に話を聞いて
くれたと思った。

当事者たちも「性的マイノリティ」の言葉に対して違和感もなくマイナスイメージもないという
ことでいくと、誰を応援するための制度なのか当事者に届くような呼びかけが必要だが、性的マ
イノリティで違和感もないなど、説明された通りだった。それを受けて要綱案に移るが、今ほど
説明されたようなことで、表現を「性的マイノリティ」で統一されている。協定による手続きの
所で追記されているのも含め、全体として前回 8 月に説明していただいた案文よりは非常に精査
されたものが出来上がっていると感じた。委員の皆様の率直な御意見を伺いたいと思う。

委員

会長がおっしゃったように、LGBTのことをよく理解した団体の話をしっかり聞いていただいたので、ある意味よかったと思う。直接聞けなかったのは少し残念だが、プライバシーの問題もあり、適切にやっていただけたと理解した。

委員

商工会の代表で来ていて、普段は介護の仕事と介護福祉用具の経営をしている。今回のパートナーシップということ自体が勉強不足で、前回の会議を受けて調べさせていただいたところ、さまざまな都道府県が導入していることを知った。その中で、市から転出してしまうと、その市でしか取り扱いが出来ないのが気になったが、今回の要綱でしっかり盛り込まれていたもので、そういった意味では良かったと感じた。制度が出来ても環境が変わらないと、制度だけが上滑りをするので、企業側への働きかけや、マークなど一目でわかるような制度にして同時に啓発的なことをできないか感じた。

会長

今、委員が言われたことはその通りだと思う。要綱案で言えば13条に「市長は、市民および事業者への周知および啓発に努めるものとする」が入っているため、これを使って実際に周知や啓発をするのは人権政策課であると思うが、そこは要綱に入っているため、しっかり努めていただけると思う。

会長

いろいろ考えていただきながら、具体的なイメージを持っていただくために、手引きの説明もしていただきたい。手引きの説明を踏まえ、要綱案と手引きについての御意見をいただくことで進めていきたい。

事務局：説明

委員

これは、どこかに並べて置いていただけるのか。皆さんが手に取れるものなのか。

事務局

公式ウェブサイトにも掲載しようと思っているし、市役所や支所等にも置く予定をしている。

委員

これを必要な人に届けるのに、どのような情報発信をされるのか。

事務局

制度が出来たら、広報やパンフレット、チラシなど市民向けのもので皆様にお知らせし、企業向けにもチラシ等を配布したりして、広報・伊吹山テレビなど啓発できるところで全て行ってい

こうと思っている。また、民間のサービスが受けられるように、携帯電話会社や不動産会社などにも出向いてお願いに行こうと思っている。

会長

議会で承認されれば、当然記者会見もされると思う。いろんな機会を通じて啓発などをしていただければと思う。

委員

手引きですが、この制度の利用のメリットはこの手引きに書かれないのか。

事務局

この制度のメリットを手引きの中に盛り込んでいきたいと思う。

委員

Q&Aの中に、Q12「宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか」は、「戸籍や住民票の記載が変わることはありません」となっているが、他の市を見ていると、住民票の続柄の欄が、同居人か縁故者か選べる制度になっているようだが、米原市の場合はどのように考えておられるのか。

会長

検討いただく必要があるかもしれない。今のところは、そういうところは承知してなかったということか。

事務局

今でも、同居人とか縁故者という表記は出来ると窓口には確認している。

会長

同居人ということが書けるのであれば、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者とか、長くて適切かどうか分からないが、工夫の余地はあるような気がする。

委員

宣誓しなくても、現在、米原市は書けるということか。

事務局

制度の確認だが、婚姻と言う事での届出もあるし、事実婚での届出もある。今回のように、性的少数者を対象ということで宣誓制度をもつのは、それぞれ別かなと思っている。先程説明したのは、事実婚の関係で、婚姻関係が無くてもできるということにしているのもそのことかと思う。

事務局

先程のメリットの質問だが、Q&AのQ16「どのような効力や使い道がありますか」のところの質問の答えとして、マイルの共有や生命保険金の受取人の適用をここに挙げているが、これをQ&Aでなく、前面に出すということによいか。

会長

市民に届く手引きなので、Q&Aに書いているとはいえ、同じ書くなら前の方に項目を設けて書いてもいいのではという委員の発言の主旨だと思う。

委員

30日に市議会議員と語る会があるが、その時に、この話をしようかと思っている。性的マイノリティを皆さんはどれくらい知っておられて、米原市の実情を知っておられるのか聞こうと思ったが、私がいまだ知らないのを止めておこうとも思っているが、制度をつくるときに議会を通さなくてはいけない。議員のみなさんがよく理解して、やっていただけるのが大事だが、議員のみなさんに対する学習会みたいなものをされるのか。

事務局

議会に対しては、委員会協議会の場合があるので、そちらの方でこの制度については説明をさせていただこうと計画している。

事務局

今回設定しているものが条例ではなく要綱なので、手続き上の話では議決行為は不要になる。ただ、言われる通り議会も含めて市が目指す方向性については、当然、同じく理解をいただいて支援をいただきたいと思うので、年度当初に、議会に対して予算の使い方や各種常任委員会の中で説明をさせていただく機会があったため、すでに方向性として、こういうものを審議会の方でも検討いただいて作る方向で考えたいということについて、すでに申し上げている。賛同いただいている議員もおられるし、一部、今後策定に向けて意見交換したいと言われている議員もおられるが、先ほど申し上げた通り、具体的な物が見えてきたら、議決は不要であると言うものの、委員会協議会の場合でしっかり説明を尽くすことはさせていただきたいと思っている。議会のいろんな機会でこういうことを出させていただくのは何ら問題ないと思う。

会長

御意見が特にならぬようなら、要綱案について、文章の精査は適宜していただくとして、要綱案の主旨を認めていただけるか。皆さんよろしいか。

—賛同—

会長

ありがとうございます。

手引きを分かりやすく、市民にしっかり伝えるということで、必要な改正・修正は積極的にしていただければいいと思う。皆さんの了解を得る訳ではないので、市の方の判断で、良いものを作っていただければいいと思う。

要綱案について、お認めいただいたということなので、後は、必要な手続きを市の方で、さまざまな会議を経て、12月下旬頃からパブリックコメントを実施する。パブコメの市民の皆さんの意見を踏まえて、次回の審議会で報告していただく流れになると思う。

では、この審議事項の1・2は終わらせていただきたい。

その他の説明を、事務局からお願いする。

事務局

今後のスケジュールを示し、謝辞を述べ、審議会を終了した。

《終了》